

**環境報告ガイドライン及び
環境会計ガイドライン改定に向けた
論点整理**

平成 29 年 3 月

環境省

平成 28 年度環境報告ガイドライン・環境会計ガイドライン改定に向けた研究会

目次

1.	研究会提言（結論の要約）	3
1.1	ガイドライン改定骨子	3
1.2	重要な論点	5
1.3	改定ガイドラインに盛り込まれる内容（例）	6
2.	調査・研究業務の概要	7
2.1	業務の背景	7
2.2	業務の目的	8
2.3	業務の基本方針及び進め方	8
3.	側面毎の論点の検討	9
3.1	ガイドライン改定の前提（論点①～論点②）	11
3.2	ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項（論点③～論点⑧）	20
3.3	事業者による環境情報開示の内容（論点⑨～論点⑩）	47
3.4	ガイドラインの普及促進（論点⑪～論点⑫）	53
4.	ヒートマップ（論点の重み付け及び絞り込み）	58
4.1	目的	58
4.2	検討プロセス	58
4.3	重み付けの基準	59
4.4	重み付けのスコアリング結果及びヒートマップ	60
5.	今後の改定の進め方	62
5.1	フェーズⅠ（2017年度）：戦略情報の改定	62

5.2	フェーズ II（2018 年度）：戦術情報の改定	62
5.3	フェーズ III（2019 年度）：環境情報の信頼性向上に向けた取組	63
5.4	環境情報開示基盤整備事業との関係.....	63

1. 研究会提言（結論の要約）

1.1 ガイドライン改定骨子

1) 環境報告の背景（国内外の動向）

- ✓ 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」¹(2015 年 9 月)や「パリ協定」² (2016 年 11 月) の発効など国連が主導する持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組が確立されて、持続的発展は人類共通の目標として国際的に認知され始めた。また、それを実現するための政策強化が事業者の事業環境に構造的な変化をもたらし、事業活動にも大きな影響が出るようになった。
- ✓ 持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化で、事業者が気候変動、資源制約、人権問題などの重大な環境・社会・ガバナンス (ESG) 課題にバリューチェーンを含めて直面するようになり、その対応に投資の成否を依存する投資家が、事業者の ESG 報告に著しく関心を持つようになった。
- ✓ 投資家の情報ニーズは、ESG 報告を制度的な財務報告の枠組みで対応する国際的動向を産み出している。そこでは、事業者は、ESG 報告において、事業活動の環境・社会に対する重大な影響を明らかにし、そのリスクと機会の財務的な影響を開示することが求められている。

¹ http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1

² <http://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/10a01.pdf>

2) 改定のスタンス（基本コンセプト）

- ✓ 国際的には環境報告から ESG 報告に実務動向が変化しているが、「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」は共に、当初から環境情報の開示スキームとして設計されており、その立場は今回の改定においても変更しない。
- ✓ 適切に機能する ESG 報告全体の枠組み作りを前提として、ESG 報告に親和性の高い環境報告の枠組みを設計する。
- ✓ 環境と経済の好循環を促進するために、環境報告の普及を一層加速させて、先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいガイドライン作りを目指す。その実現手段として、ガイドラインをよりコンパクト化し、重要な記載事項の決定原則、"comply or explain"アプローチ、標準的に記載する事項の関係を更に明確にして、利用者の利便性向上を図る。
- ✓ 事業者が気候変動や資源制約のような重要な環境課題への対応を適切に伝えられるように、開示する情報内容の質を向上させるとともにバリューチェーン³への拡大に焦点をあてて、これまでは多くの事業者にとって開示が困難であった詳細な情報の収集方法や計算・加工方法についても具体的な指針を提供する。
- ✓ 新たに、長期ビジョン等の将来見通し情報の開示を促し、報告バウンダリの考え方についても一層明確にできるよう工夫する。また、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方策や、統合報告的な環境情報と財務情報の関連づけ手法を導入する方策についても検討し、将来的にそれらの微調整が可能になるように、ガイドラインのモジュール化を試みる。

³ 企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至る全ての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。（「環境報告ガイドライン（2012年版）」, p.129 より）

1.2 重要な論点

1) 主たる利用者（関連論点②）

- ✓ 幅広い事業者にとって利用しやすいガイドラインの構造設計を検討する。
- ✓ すべてのステークホルダーの情報ニーズに応えられるガイドラインとする。ただし、持続可能な社会への移行に伴って、ESG 報告に重大な関心を有するようになった投資家の視点には特に配慮し、環境報告の情報内容を検討・刷新する。

2) ESG 報告全体の枠組みにおける環境報告の位置づけ（関連論点⑤）

- ✓ 持続可能な社会への移行に伴って、事業者の事業活動が社会全体に与える重大な影響が、環境面だけでなく社会面にも及んでおり、両者は多くの場合密接にリンクしている。そのため、環境報告単独よりも ESG 報告の形態で環境報告を実施する方向へと実務がシフトしている。また、重要な ESG 課題の財務的な影響に対する情報ニーズも高くなっていることから、諸外国では、ESG 報告を制度的な財務報告の枠組みに組み込む動きがあり、また、国内外において、情報の一覧性を向上させるために財務情報と ESG 情報を関連づける開示手法の開発が進められている。こうした状況を踏まえて、ESG 報告に親和性の高い環境報告のあり方を検討し、ガイドラインの改定に反映する。

3) 事業者とステークホルダーにとっての重要な情報（関連論点④及び論点⑩）

- ✓ 気候変動・資源制約など事業者とステークホルダーにとって重要な環境課題について、リスクと機会の両面からより詳細な情報開示要請に応えられるようにする。その際、事業者とステークホルダーの負担軽減のために、ガイドラインが取扱う重要な情報を絞り込む。

4) 普及促進策（関連論点⑫）

- ✓ 環境報告書の質的向上、環境報告書作成・公表の事業者数拡大を図るために、環境コミュニケーション大賞の運営のほか、事業者のインセンティブとなるような普及促進策を検討する。

1.3 改定ガイドラインに盛り込まれる内容（例）

改定にあたって、ガイドラインは、ステークホルダーの関心が高く、業種業態事業規模を問わずどの事業者においても共通して開示する項目（標準的な情報）をまとめたガイドライン本体と、重要性に応じて事業者が情報開示を取捨選択できる項目などをまとめた付録とに分割する。

ガイドライン本体に含める標準的な情報の例として、以下が想定される。

- ✓ ガバナンス
リスク管理及び機会獲得のためのガバナンス
- ✓ マネジメントアプローチ（事業環境）
- ✓ 気候変動への対応
マネジメントアプローチ、温室効果ガス排出（・エネルギー消費）に関するリスク・機会認識、対応戦略、対応状況
- ✓ 資源制約への対応
マネジメントアプローチ、資源消費・廃棄物排出に関するリスク・機会認識、対応戦略、対応状況
- ✓ 水ストレスへの対応
マネジメントアプローチ、取水の水量・水質に関するリスク・機会認識、対応戦略、対応状況
- ✓ 生物多様性への対応
マネジメントアプローチ、バリューチェーン（主に最上流の原材料の採取部分を想定）に関するリスク・機会認識、対応戦略、対応状況

2. 調査・研究業務の概要

2.1 業務の背景

持続可能な社会の形成が人類共通の課題となっているなか、事業者が提供する環境情報⁴は、事業者とステークホルダーの相互理解と建設的な対話を促すための重要な役割を担っている。

環境情報の作成及び公表の際に、我が国で広く活用されるガイドラインとして「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」が存在するが、両ガイドラインとも公表から相当期間が経過しており、環境情報に求められる今後のニーズにかんがみると、環境コミュニケーションのツールとしての有用性の低下が懸念される。

一方、海外を中心に、環境等の情報を含んだ ESG 情報の開示基準やフレームワーク等が多数公表されているが、作成主体、利用客体、開示の粒度や難易度、使用言語や準拠する際の困難性が千差万別であるため、多くの事業者や国民に利用されることを想定して策定されてきた両ガイドラインが果たすべき役割は依然として大きい。

こうした状況下で、我が国の事業者と国民が安心・信頼して利用できる環境情報開示の枠組として、両ガイドラインを改定し、我が国の事業者の環境情報の量と質の底上げを図ることで、環境情報の利用を促し、もって環境に取り組む事業者が社会から適正に評価される仕組みを構築することが必要である。

⁴ 環境報告書、CSR レポート、サステナビリティレポート、統合報告書等の報告媒体によって提供される環境に関する情報

2.2 業務の目的

両ガイドラインが抱える論点は多岐に渡っており、改定に先立ち予め論点の網羅的な洗い出しと重み付けを行い、その対応の方針を明らかにしておくことが必要不可欠である。

そこで本業務に係る調査研究を行い、今回の「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」の改定作業を効果的かつ効率的に進めるための有用な参考情報とすることを目的としている。

2.3 業務の基本方針及び進め方

本業務においては、①両ガイドライン改定時の論点を洗い出し、②洗い出した各論点を重み付けして絞り込み、③重み付けの結果をヒートマップにまとめた。また、これらの検討の参考とすべく文献調査やヒアリング調査を実施した。

なお、上記①の論点の洗い出しにおいては、改定の背景を適切に分析し、対処すべき課題を抽出した上で、考えられる対応の方針を検討することとした（「33. 側面毎の論点の検討」を参照）。上記②と③の各論点の重み付けと絞り込み、ヒートマップの作成においては、複数の視点から定量的・視覚的に評価することで課題の優先順位をできるだけ客観的に明らかにすることとした（「4. ヒートマップ（論点の重み付け及び絞り込み」を参照）。また文献調査においては、国際的なガイドライン等を対象として、グローバルの動向を踏まえることでグローバルスタンダードからみたギャップを論点候補とした。ヒアリング調査においては、できるだけ広く事業者や投資家、有識者の意見を集めることとした。これらの結果は、各論点の背景、課題の抽出、対応方針及び論点の重み付けと絞り込みの議論の参考とした。

3. 側面毎の論点の検討

ガイドライン改定における各論点の検討に当たっては、「2.3 業務の基本方針及び進め方」に沿って検討され、研究会各回を通じて以下の論点①～論点⑫が洗い出された。また、これらの論点については、ガイドライン改定に対する側面の違いにより、3.1～3.4の4つに分類された（図表 1）。

図表 1 側面毎の論点の分類

側面	論点
3.1 ガイドライン改定の前提	① 改定の目的 ② 両ガイドラインの利用者
3.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項	③ 国際的な基準・ガイドライン等 ④ 重要な事項を網羅する情報開示 ⑤ ESG 報告全体の枠組み ⑥ 報告バウンダリ ⑦ 環境情報の信頼性 ⑧ 業種別 KPI
3.3 事業者による環境情報開示の内容	⑨ 長期ビジョン ⑩ 環境会計
3.4 ガイドラインの普及促進	⑪ ガイドラインの利用しやすさへの配慮 ⑫ 環境情報開示の促進策

論点毎に、「背景」では環境報告をめぐる国内外の動向を示す。「課題」では、「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」の課題を示す。「対応方針」では、「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」の改定にあたっての方針を示す。もし留意事項があれば「留意事項」に示す。上記「背景」「課題」「対応方針」で他の論点に言及した場合、「関連する他の論点」にまとめて記す。（図表3）

図表 2 各論点の取りまとめイメージ

(側面)
(論点のタイトル)
背景 (環境報告をめぐる国内外の動向)
課題 (「環境報告ガイドライン（2012年版）」および「環境会計ガイドライン 2005年版」の課題)
対応方針 (「環境報告ガイドライン（2012年版）」および「環境会計ガイドライン 2005年版」の改定にあたっての方針)
留意事項 (もしあれば改定にあたっての留意事項)
関連する他の論点 (上記で言及した他の論点)

3.1 ガイドライン改定の前提（論点①～論点②）

論点①改定の目的

背景

ESG 報告枠組みにおける環境報告の位置づけ

これまでの環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインは、いずれも環境情報に特化した報告指針であり、今回の改定にあたってはその立場に基本的な変更はない。

しかし、現在では ESG 報告の枠組みにおいて環境報告を取り扱うのが一般的で、国際的にも環境報告単独の報告指針は少なくなっている。

こうした点を考慮して、両ガイドラインの改定に向けた論点整理においては、ESG 報告の動向を前提に検討を進めることとし、そのなかで環境報告の現状、課題、対応等を考察する。

環境報告をめぐる国内外の情勢変化

「環境報告ガイドライン（2012年版）」は平成24年4月（2012年4月）に、また「環境会計ガイドライン2005年版」は平成17年2月（2005年2月）に策定され、環境報告書等（CSRレポート、サステナビリティレポート等を含む）を作成・理解するための重要な指針として、これまで相当の年月にわたり、事業者とそのステークホルダーに利用されてきた。

しかし、その間、環境報告をめぐる国内外の情勢は大きく変化した。

その一つは、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」（2015年9月採択）や「パリ協定」（2015年12月採択、2016年11月発効）に見られるような、国連が主導する持続可能な社会への移行を促進するための国際的枠組の確立である。これらによって、持続可能な発展は人類共通の目標として国際的に認知されるようになり、それ

を実現するための国際的・国内的な政策の強化を通じて、事業者の事業活動に大きな影響を与える社会状況が出現した。

また、こうした事業環境の歴史的な変化は、事業者の中長期的な成長動向に利害を有する年金基金等の機関投資家の情報ニーズにも影響を与えており、投資先となる事業者の ESG 情報に対する彼らの関心を著しく高める原因ともなった。

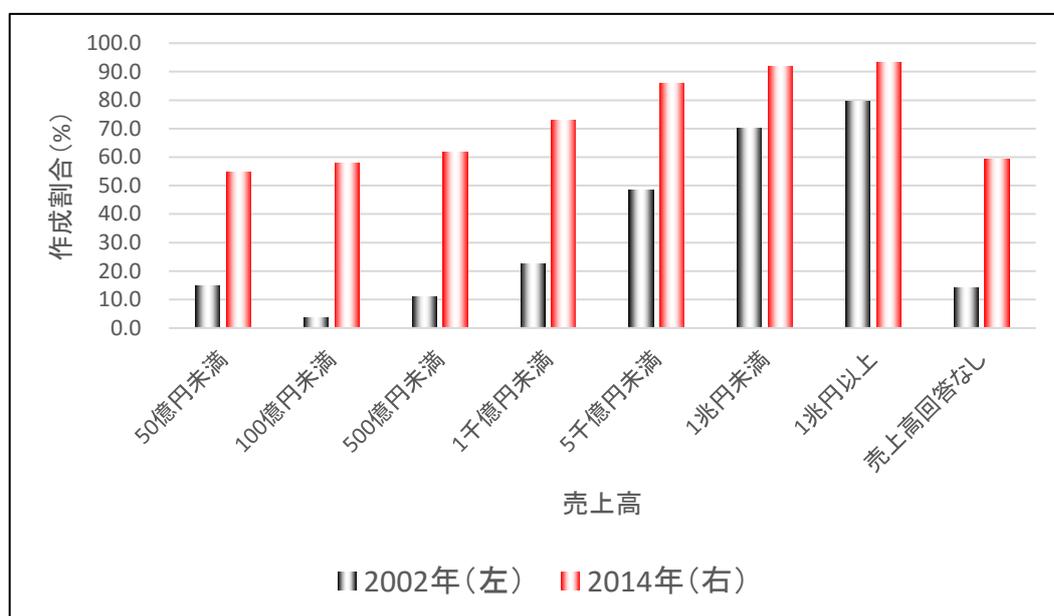
さらに、それは同時に、主として過去情報、財務情報に依拠する現行の財務報告制度に変革をもたらす要因ともなっている。欧州連合（EU）が 2014 年に制定した非財務報告指令や、近年世界各国で相次ぐ上場規則による ESG 報告の開示規制など、これまでの財務報告制度では取り扱われてこなかった ESG 報告を、上場会社等に求めるような国際的な動向を引き起こす発端となったからである。

一方、国内的には、環境報告書を作成・公表する事業者の伸び悩みが依然として解消されておらず、環境と経済の好循環を一層促進するために、更なる取組の強化が必要になっている。

環境省は毎年「環境にやさしい企業行動調査結果」を公表しているが、それによれば、環境報告書を作成・公表する事業者の割合は 2006 年まで右肩上がりに伸長したものの、その後は横ばい傾向にあり、「環境報告ガイドライン（2012 年版）」の策定以降もその状況に大きな変化は見られない。

また、かつて作成割合が著しく低かった売上高 1,000 億円未満の事業者は、この間 60%～70%程度にまで作成割合を伸ばしているが、大規模事業者と比較するとまだ伸長の余地を残している（図表 3）。

図表 3 売上高規模別の環境報告書作成事業者の割合



出所) 環境省『環境にやさしい企業行動調査結果』平成 14・26 年度より作成

我が国では、少数の先進的な大規模事業者を除いて、環境報告書の記載事項が定型化する傾向にあり、環境報告書の品質向上も対応すべき課題である。

持続可能な社会への移行に伴う報告内容の高度化や情報収集範囲の著しい拡大に対して、適切に対応することが困難な事業者も少なくない。これは、事業者の規模を問わず、我が国の環境報告書作成実務における共通の課題である。

課題

持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組の確立

事業者が直面する重要な ESG 課題が変質しており、「環境報告ガイドライン（2012 年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005 年版」では、それらに十分に対応できなくなっている。

投資家の ESG 情報ニーズ

「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」は事業者が任意に作成する環境報告書等の記載事項等を取り扱うものであり、必ずしも投資家の情報ニーズに対して適切に応えられるように設計されていない。

取り巻く環境の激変に伴うアップデートの必要性

「環境報告ガイドライン（2012年版）」は、制度的な財務報告において環境情報が開示される場合の報告指針としても有効であるが、環境報告をめぐる背景が急速に変化しており、ガイドラインの構造、重要性の考え方、バリューチェーン情報の取扱いなどを含めて、現在は大幅なアップデートが必要になっている。

環境報告書等を作成する事業者の伸び悩み

環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインの理解しやすさ・利用しやすさを一層向上させて、これらの実務にこれまでなじみのなかった中規模以下の事業者の利用促進を図る必要がある。

環境報告書の品質向上

環境報告書の記載内容がより詳細で複雑なものになり、情報収集範囲が拡大する現状においては、本ガイドラインが有する実務指針としての機能を活用し、その有用性を更に高めるよう工夫する必要がある。

対応方針

1. 持続可能な社会への移行の中で、幅広い事業者が自らの直面する環境課題へ適切に対応できるよう、重要な記載事項の決定方法を明確に示し、かつ標準的に記載する事項を提示する。
2. 投資家の情報ニーズに対応できるよう、重要な環境課題の財務的な影響（将来の企業業績に対する重大な影響）についても指針を提供する。
3. 中規模以下の事業者もガイドラインを利用しやすいよう、ガイドラインのコンパクト化、記載事項の絞り込み、デザイン等の工夫による視覚的な使いやすさ等を検討する。
4. バリューチェーン情報のデータ収集方法や計算・加工方法について、技術的サポートのあり方を検討し、環境報告ガイドラインへ組み込む。

関連する他の論点

論点② 両ガイドラインの利用者

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

論点④ 重要な事項を網羅する情報開示

論点⑤ ESG 報告全体の枠組み

論点⑩ 環境会計

論点② 両ガイドラインの利用者

背景

環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインの想定する利用者は、環境報告書や環境会計情報を作成・公表する事業者と、その読者となるべきステークホルダーである。

事業者

持続可能な社会への移行が進むにつれ、気候変動などの環境問題に対する政策の強化や紛争鉱物などサプライチェーン⁵での人権問題に起因する事業上の制約等を通じて、事業者は様々な ESG 課題に直面するようになった。

こうした構造的な事業環境の変化は、一方で事業者にビジネスモデルの転換や多額の投資を迫り、他方で環境配慮製品市場等の拡大が新たなビジネス機会を産み出すなど、将来にわたりダイナミックな財務的影響を及ぼし、事業者の成長プロセスを大きく左右する要因になっている。

また、事業者が対応・報告すべき ESG 課題の範囲が、旧来の「事業エリアにおける環境マネジメント関連事項」から、「事業活動の直接的・間接的な環境・社会に対する影響」へと変質し、バリューチェーン全体、更には社会にまで拡大している。

⁵ 事業者が製品やサービスを提供している一連の活動又は取引先のこと(バリューチェーンの上流)

ステークホルダー

持続可能な社会への移行で、多くの ESG 課題が事業者の成長プロセスに影響を及ぼすようになれば、投資家は事業者が抱える ESG 課題とそのマネジメントアプローチ⁶に関心を持つようになる。それが投資の将来的な成否を決定する基幹的な情報になるからである。そのため、投資家の ESG 情報に対するニーズは世界的に高まっている。

このことは、近年、EU、英国、フランス等が制度的な財務報告の枠組で広範な ESG 情報の開示規制⁷を開始したことや、世界各地の証券取引所が上場規則⁸で ESG 報告の促進を図っていることによく表れている。

もちろん ESG 報告に関心を持つステークホルダーは投資家だけではない。NGO 等の市民組織が事業者の環境・社会行動をモニターする場合は ESG 報告が重要な情報源であるし、何らかの目的で ESG 情報を利用するステークホルダーの範囲は社会全体に及ぶ。

しかし、投資家の情報ニーズは、彼らへの情報提供を主たる目的とする財務報告制度の方向性に大きな影響を与える点で特異である。

また、投資家の ESG 情報ニーズは、持続可能な社会への事業者の適応戦略に焦点を当てるため、重要な ESG 課題をすべて網羅することになるので、その他のステークホルダーの関心事と基本的に矛盾しない。

このことは、諸外国での上場規則による ESG 情報の開示規制が、特定の情報に偏ることなく、いずれも完全な仕様での ESG 報告を要求していることから伺える。

⁶ 重要な課題やその影響を管理するために実施する事業者の対応

⁷ 法令や上場規則等で事業者に ESG 情報を開示させる仕組み

⁸ 国連の持続可能な証券取引所イニシアチブ（SSE）へ加盟するなどした証券取引所が上場規則等で事業者に ESG 情報を開示させる仕組み <http://www.sseinitiative.org/>

課題

事業者が直面する ESG 課題

現在、事業者が直面する ESG 課題は、環境・社会の幅広い範囲に及んでおり、基本的に環境情報だけを取り扱う「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」では、それらを十分に捕捉できなくなっている。

そのため、環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインが今後も環境情報中心に構成されるのであれば、それらを補完する ESG 報告の全体的な枠組みが必要である。

また、環境情報に関しても、「環境報告ガイドライン（2012年版）」が策定された 2012 年当時と比べて、重要性の高い課題や開示すべき情報の内容が大きく変化しており、それらを適切に取り扱えるようなガイドラインへの改定も急務になっている。

ESG 課題の財務的影響

「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」はそれぞれ個別に策定されている。相互に緊密に連携し、財務報告と積極的に関連づけられるようには設計されていない。

ESG 課題の財務的影響が、投資家等のステークホルダーにとって重要性の高い情報であるならば、それを明らかにできるように、ガイドラインの設計変更を検討する必要がある。

報告責任範囲のバリューチェーン拡大

事業者が対応・報告を求められる ESG 課題の範囲がバリューチェーンのみならず社会にも拡大する状況では、環境報告ガイドライン及び環境会

計ガイドラインが、その傾向に十分応えられるようにするために、ガイドラインを精査して、重要な問題点を修正する必要がある。

投資家の ESG 情報ニーズ

「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」は、いずれも投資家の ESG 情報ニーズを特段考慮して設計されたものではない。投資家はあくまでもステークホルダーグループの一つとして位置づけられているだけであって、その情報ニーズを充足できるようにすることが環境報告のメインストリームになるような状況は想定していない。この点も早急な検討が必要である。

対応方針

1. 投資家の情報ニーズを充足するために、持続可能な社会への適応に向けたマネジメントアプローチ、財務的な影響等の、将来見通しに係る情報が開示されるように指針化を検討する。

留意事項

我が国の経済社会に適合的な ESG 報告全体の枠組み作りが行われ、また、社会報告に関するガイドライン（以下、社会報告ガイドライン）の策定環境が整えられることが望まれる。

関連する他の論点

論点④ 重要な事項を網羅する情報開示

論点⑤ ESG 報告全体の枠組み

論点⑪ ガイドラインの利用しやすさへの配慮

論点⑫ 環境情報開示の促進策

3.2 ガイドライン改定にあたって考慮すべき事項（論点③～論点⑧）

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

背景

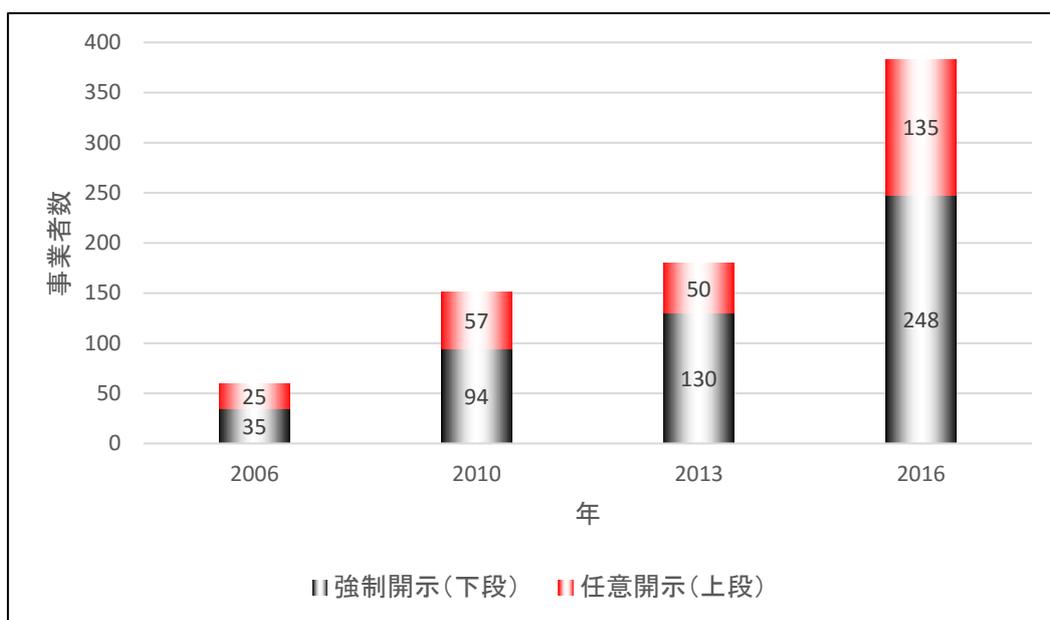
開示規制と基準・ガイドライン

「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」の改定にあたっては、国際的な ESG 報告の枠組みについて、十分に分析しておく必要がある。ガイドラインの利用者である事業者は、国内だけで事業活動を完結するわけではなく、規模の大小にかかわらず、そのバリューチェーンは世界規模で広がっているからである。

たとえば、グローバルに事業展開する大規模事業者が、海外向けに環境報告書や年次報告書を作成しようとするれば、国際的な報告指針の適用は不可欠である。また、専ら国内で事業活動を営む小規模事業者の場合であっても、グローバル企業のサプライチェーンに接触することは避けられず、CSR 調達への対応等を通して、紛争鉱物、違法伐採木材、現代奴隷等に関する国際的な ESG 行動指針等への対応を求められる可能性がある。こうした事態にまったく遭遇せずにビジネスができるという前提は現実的でない。

国際的な ESG 報告枠組みについては、近年制度的な開示の枠組みが増加している。それも単発の環境報告書に対する開示規制ではなく、ESG 報告を制度的な財務報告の枠組みに組み込む動きであり、こうした強制開示の枠組みの数は 2010 年以降急増している（図表 4）。

図表 4 ESG 情報の開示枠組みの数



出所) KPMG et.al. (2016) ,Carrots and Sticks, Global trends in sustainability reporting regulation and policy, p.9 より作成

また、それは、会社法による財務報告規制と証券取引所の上場規則による開示規制に分けられるのが特徴である。前者の代表的な事例は、フランスのグルネル2法(2010年)⁹、スペインの持続的経済法(2011年)¹⁰、インドの会社法(2013年)¹¹、英国の会社法2013年規則(2013年)¹²、EUの非財務報告指令(2014年)¹³であり、後者には、南アフリカ(2010

⁹ LOI n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement

<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000022470434>

¹⁰ Ley N° 2/2011 de 4 de marzo de 2011 sobre Economía Sostenible (modificada por última vez por la Ley N° 2/2012 de 29 de junio de 2012)

¹¹ THE COMPANIES ACT, 2013 <http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesAct2013.pdf>

¹² The Companies Act 2006 (Strategic Report and Directors' Report) Regulations 2013 http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/1970/pdfs/uksi_20131970_en.pdf

¹³ Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information

年)¹⁴、インド (2012年)¹⁵、オーストラリア (2014年)¹⁶、台湾 (2014年)¹⁷、香港 (2015年)¹⁸、シンガポール (2016年)¹⁹が含まれる。

気候変動情報

持続可能な社会への最大のハードルは気候変動である。ESG情報の開示制度においても気候変動情報は中心的な報告課題になっている。

一般的に、財務報告の枠組みにおけるESG情報の開示制度は、開示内容の細目を法令で定めない、いわゆる「原則主義」を採用することが多い。しかし、その場合は、詳細な開示内容の指針を提供するために、「細則」をガイドライン等で定めるのが国際的な慣行になっている。

現在のところ、気候変動情報に関する「細則」を扱う基準、ガイドライン、取組には、Climate Disclosure Standards Board (CDSB) の気候変動報告フレームワーク 1.1 版 (2012年)²⁰、毎年アンケート調査を実施す

by certain large undertakings and groups Text with EEA relevance <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32014L0095>

¹⁴ JSE Listings Requirements

<https://www.jse.co.za/content/JSEEducationItems/Service%20Issue%2017.pdf>

¹⁵ Sub: Business Responsibility Reports

http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1344915990072.pdf

¹⁶ http://www.asx.com.au/documents/rules/gn09_disclosure_corporate_governance_practices.pdf

¹⁷ <http://twse-regulation.twse.com.tw/ENG/EN/law/DAT01.aspx?FLCODE=FL052368>

¹⁸ http://en-rules.hkex.com.hk/en/display/display_main.html?rbid=4476&element_id=3841

¹⁹ Practice Note 7.6 Sustainability Reporting Guide

http://rulebook.sgx.com/en/display/display_main.html?rbid=3271&element_id=6532

²⁰ “CDSB Climate Change Reporting Framework – Edition 1.1”

http://www.cdsb.net/sites/cdsbnet/files/cdsb_climate_change_reporting_framework_edition_1.1.pdf

る CDP（旧 Carbon Disclosure Project）²¹、米国証券取引委員会（SEC）の登録企業向けに策定された Sustainability Accounting Standards Board（SASB）の SASB 基準²²がある。また、2015 年には、G20 が金融安定理事会（FSB）に気候変動情報の自主的な開示方法のあり方についての検討を要請し、これを遂行する目的で FSB が設置した「気候変動関連の財務情報開示に関するタスクフォース（TCFD）²³」から、2016 年 12 月に「Recommendation」に関する議論が公表された。その最終報告書はパブコメを経て 2017 年 7 月の G20 に提出される予定である。

統合報告

統合報告も、ESG 報告に関連する重要な国際的動向の一つである。当初英国で構想され、その後 2010 年設立の国際統合報告評議会（International Integrated Reporting Council）²⁴に引き継がれた統合報告の枠組み作りは、本来 ESG 情報の開示規制で肥大化した制度的な財務報告の構造面における改善策であった。

統合報告は、価値創造プロセスが様々なステークホルダーによる資源提供で成り立っている事実を認識し、それらのステークホルダーに適切な配慮を行って経営するという統合思考の存在を前提として、事業者の戦略、ガバナンス、業績、将来見通しに関する重要な情報を、環境・社会を含む事業環境を反映できるような方法でまとめた企業報告である。

その情報特性は、事業者の価値創造プロセスのダイナミックな実態を短中長期の時間的経過において描写するものであり、ESG 情報と財務情報との関連づけやコンパクトな報告書構成を志向する点が特徴である。

²¹ <https://www.cdp.net/ja>

²² <https://www.sasb.org/>

²³ <https://www.fsb-tcfid.org/>

²⁴ <http://integratedreporting.org/>

南アフリカでは 2010 年から上場会社に統合報告書の作成を義務づけており、インドでは ESG 報告が義務づけられる上場会社の上位 500 社に対して、2017 年～2018 年の事業年度から統合報告書の自主的な作成を勧告²⁵した。

ESG 報告のあり方を検討するのであれば、こうした国際的な統合報告書の位置づけの動きも踏まえながら、統合報告のコンセプトや構造への理解を深めておく必要がある。

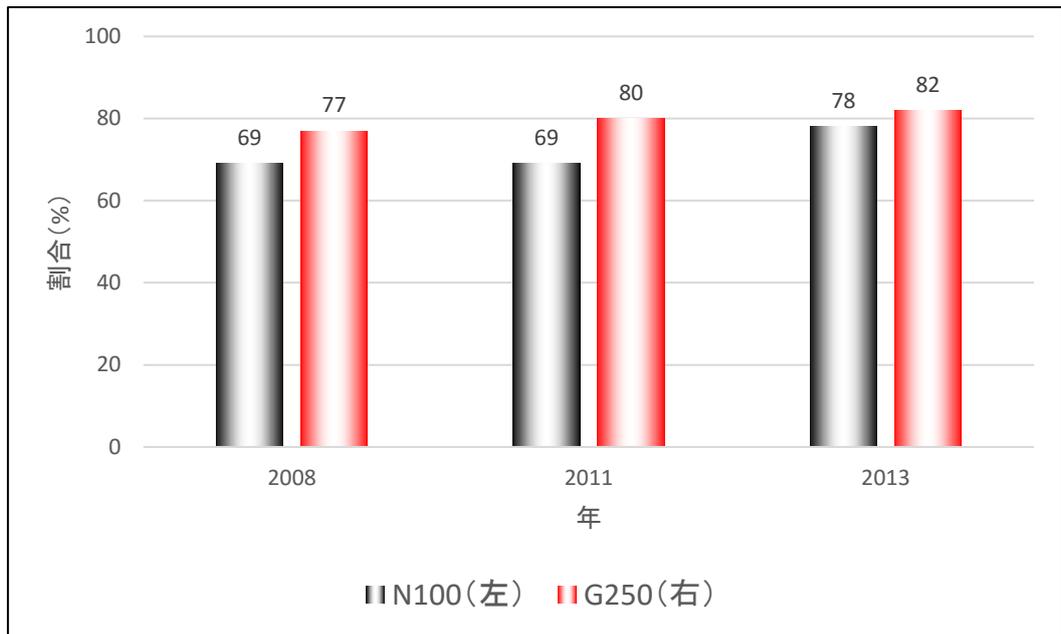
一方で、統合報告の目的や機能は環境報告、年次報告書とは異なり、統合報告書を作成してもそれらの機能を代替することにはならず、各種報告書の読者の情報ニーズをすべて充足するわけではないことに留意すべきである。

GRI スタンドアード

GRI ガイドラインは、ESG 報告の国際的ガイドラインとして、現在世界でもっとも利用されている。世界の大企業 250 社（G250）で見ても、各国の売上高上位 100 社（N100）で見ても、ESG 報告の適用指針は GRI ガイドラインが支配的であり、その傾向は既に何年も前から定着している（図表 5）。

²⁵ SEBI, "Sub: Integrated Reporting by Listed Entities", 2017/2/6
http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1486375066836.pdf

図表 5 GRI ガイドラインを適用する社の割合



出所) KPMG International (2013) , The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting 2013, p.31

こうしたなか中で、2016年10月に、GRIガイドライン第4版が、GRIスタンダードへと発展的に解消され、今後はGRIガイドラインとしての改定が行われないこととなった。GRIガイドラインの「基準化」である。

その背景にはESG報告が制度的な財務報告の枠組みに組み込まれつつある近年の状況がある。EUの非財務報告指令や世界各地で進む上場規則によるESG報告の開示要請はその典型的な事例である。こうした状況を受けて、財務報告における原則主義の開示規制を補完する細則として、GRIスタンダードはESG報告基準の立場を確立しようとしている。

この転換は、我が国の事業者がESG報告を行う際に、少なからず影響を与えるおそれがある。これまでは多くの事業者がESG報告の形態を採用する場合は、社会情報についてGRIガイドラインを補完的に適用してきた。しかし、GRIスタンダードは、ESG報告基準としての位置づけから、適用条件がより厳格になっており、今後その補完的な利用が困難になる可能性を否定できないからである。

"comply or explain"アプローチ

ESG 報告枠組みに関する国際的動向のなかで、"comply or explain"アプローチは一般的となっている。

これは元々英国のコーポレート・ガバナンス・コード（コード）に組み込まれた考え方で、コードに定めた基本原則については履行を義務づけ、その達成手段としての細則には事業者の裁量権を認めるという手法である。

このアプローチを ESG 報告枠組みに組み込むことで、ESG 報告は事業者の事業特性や規模を柔軟に反映することが可能になる。

"comply or explain"アプローチは「環境報告ガイドライン（2012年版）」にも組み込まれているが、必ずしも実務で十分に活用されているとはいえず、その適用促進が環境報告ガイドラインの課題である。

また、オランダ、南アフリカのコードでは、"comply or explain"の考え方を合理的に修正した"apply and explain"アプローチが採用されている。これは、コードの諸原則を適用（apply）する場合、それをどのように適用したかの説明を付記させる（explain）という手法で、ESG 報告枠組みにおける、原則主義と細則主義の融合手段として、今後更に普及する可能性がある。

開示情報の信頼性確保

ESG 報告の信頼性確保はステークホルダーの利益に直接関わる重要な課題である。

世界的に見れば、独立した専門家による保証（assurance）を任意で受審する実務が一般化しており、ESG 報告を含む財務報告について、財務諸表には監査報告書を、ESG 報告には保証報告書を併記する年次報告書も珍しくない。

また、フランスのように、財務報告の開示規制に保証業務の受審を組み込んだ国もあり、今後さらに ESG 報告の信頼性確保手段に関する制度的なあり方が各国で議論されることも考えられる。

課題

気候変動情報

「環境報告ガイドライン（2012年版）」は、汎用的な環境報告の指針として設計されており、財務報告における環境情報の開示についても排除するものではない。しかし、スコープ 3²⁶情報やバリューチェーン情報等を含めた記載事項の詳細化に十分対応できているか否かについては、改めて検討が必要であり、場合によっては適切な方法で修正することも考慮しなければならない。

統合報告アプローチ

「環境報告ガイドライン（2012年版）」は、統合報告に見られるような「ESG 情報と財務情報を関連づけてコンパクトに報告する」という報告技術上の革新を十分には反映できていない。利用者の利便性を向上させるために、環境報告における統合報告的なアプローチのあり方について、検討する必要がある。

GRI スタandard

GRI Standardの問題は、環境報告ガイドラインが ESG 報告の一部しか担わない現状への対応と密接に関わっている。これについては、我が国における ESG 報告枠組みの全体的なあり方から、改めて環境報告ガイドラインの立場から明らかにする必要がある。

²⁶ The Greenhouse Gas Protocol , "Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard" <http://www.ghgprotocol.org/standards/scope-3-standard>

"comply or explain"アプローチ

事業者の業種特性や規模を適切に反映したガイドラインの利用が可能になるように、環境報告ガイドラインの柔軟性を向上させる手段として、その機能の組み込みを検討する必要がある。

開示情報の信頼性確保

環境報告書の信頼性確保については、2014年5月に「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）」が公表されているが、ESG情報の開示枠組みが急速に広がる国際的な状況を考慮して、再度、そのあり方を整理することが今後の改定等に向けて役立つと考えられる。

対応方針

1. 重要な課題である気候変動情報については、TCFDの最終報告書も検討材料に含め、バリューチェーン対応、リスクの識別・評価など、情報の有用性を向上させる方策を検討する。
2. 環境報告に統合報告的なアプローチを導入し、事業者の適応戦略の全体像をダイナミックに俯瞰できるような工夫をする。
3. "comply or explain"の意義と適用方法を明確にし、標準的な情報セットとの組み合わせが十分に機能するように、構成を工夫する。

関連する他の論点

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

論点④ 重要な事項を網羅する情報開示

背景

重要な記載事項の決定方法

環境報告の目的は、持続可能な社会への移行に向けて、事業者が事業活動の直接的・間接的な環境への重大な影響を自ら評価し、重要な環境課題への対応方針・目標・実績を明確に伝えることで、ステークホルダーに事業者の持続可能な発展への貢献と適応状況について理解してもらうことにある。

「環境報告ガイドライン（2012年版）」は、その際の報告原則として、まずステークホルダーの意思決定に有用な情報（目的適合的な情報）を識別し、そのなかからステークホルダーの意思決定に影響を与える情報（重要な情報）を抽出して、それらを重要な記載事項として網羅的に開示する、というプロセスを採用している。

また、一般の事業者にとって重要な記載事項と考えられる5分野40項目の標準的に記載する事項を、あらかじめ「環境報告の代表的な情報・指標」として特定し、それらの開示を"comply or explain"アプローチに基づいて実施することで、報告原則に従って記載事項を選択したのと同等の結果が得られるように、報告原則（原則）と記載事項（細則）の融合を図っている。

しかし、実務においては、必ずしも原則的なアプローチが適用される場合ばかりではなく、重要な環境課題の評価がないままに、標準的な情報セットをチェックリストにして記載事項を決定する事例も少なくない。

環境報告ガイドラインの改定にあたっては、この状況を改善するための工夫が必要であり、「重要な環境課題の評価は、重要な記載事項の決定プロセスの基礎を提供する」ことを、環境報告ガイドラインの構成等によって明確に示す必要がある。

環境マネジメント情報と重要な情報との関係

「環境報告ガイドライン（2012年版）」で特定した標準的な情報項目セットは、マテリアルフローの構成要素に基づいて選定されている。

その理由は、従前の環境報告ガイドラインが、環境マネジメントの体制や機能状況の実態を開示する目的で設計されており、「環境報告ガイドライン（2012年版）」も、標準的に記載する事項の選定に際して、その方向性を踏襲したからである。

歴史的に見ると、環境報告書は純粋に環境情報を開示させることが第一の目的ではなく、事業者の自発的な環境マネジメントを促進させるため、社会的なモニタリング（監視の目）を事業者へ集中させることを目的とした経緯がある。そのため環境報告書の記載事項は、環境マネジメント情報で占められていた。

このことは、環境報告書の開示制度として知られる、デンマークの環境計算書法（1995年）やオランダの環境管理法（1997年）が、事業者による環境マネジメントの導入促進を立法趣旨に掲げていたことからわかる。

しかし、社会の関心が環境報告から ESG 報告に移るにつれて、ESG 課題の実効的解決を可能にするために、事業者の対処すべき課題の責任範囲は、環境マネジメントが管理対象とする事業活動の直接的な影響だけでなく、取引関係を媒介とした間接的な影響を含むものへと拡大した²⁷。それは重要な ESG 課題の多くが、事業活動の間接的な影響に起因するものだからである。

²⁷ ISO 14001:2015 では、環境マネジメントシステムの適用範囲の設定や環境側面の決定にあたってライフサイクルの視点を考慮する

たとえば、気候変動分野では、バリューチェーンで発生するスコープ 3 排出量が、環境マネジメントで管理するスコープ 1²⁸排出量とスコープ 2²⁹排出量の合計よりも、はるかに多い場合がある。一般に環境マネジメントではスコープ 3 排出量を管理下に置かないので、その場合は、事業者が把握する排出量よりもはるかに多い排出量が、「隠れた排出量」として社会的費用に転嫁され、又は、サプライチェーンを経由して事業者のコストになる。

また、我が国で生産される環境配慮型製品は、事業者に財務的な利益をもたらすだけでなく、バリューチェーンでの排出量削減に貢献するものが多い。しかし、こうした事業者による削減貢献も通常は環境マネジメントの管理範囲から除かれている。

現在では、「事業者の事業活動が直接的・間接的に環境・社会に及ぼす重大な影響」が重要な ESG 課題の選定基準である。そのために、重要な ESG 課題はバリューチェーンのどこにでも発生する可能性があり、それらはすべて重要な記載事項になる。

この考え方を、ガイドラインの利用者に対して一層明確に伝えられるようにするために、標準的に記載する事項の選定を含めて、ガイドラインの構成等を十分に吟味する必要がある。

その際に、バリューチェーンで発生する重要な環境課題の情報収集方法、それらの課題がもたらすリスクと機会の識別・評価手法、財務的な影響の評価・開示手法等についても、利用者に提示できるように工夫することが望ましい。

持続可能性と重要な環境課題

²⁸ 事業者が自社の生産拠点・オフィス・車両などから直接排出する温室効果ガス排出量。

The Greenhouse Gas Protocol , "Corporate Standard "

<http://www.ghgprotocol.org/standards/corporate-standard>

²⁹ 事業者が電力など消費することで間接的に排出する温室効果ガス排出量。The Greenhouse Gas Protocol , "Corporate Standard " <http://www.ghgprotocol.org/standards/corporate-standard>

事業者が、持続可能な発展に貢献する上で、とりわけ重要な環境課題がいくつかある。その一つが気候変動である。

パリ協定の締結に見られるように、気候変動の影響回避は人類が早急に対応すべき最優先課題であり、その成否は地球生態系の将来を左右する。

また、人口増加や新興国の都市化に伴って、資源制約もグローバルな課題になっている。ここには、多くの地域で深刻な問題になっている淡水不足も含めることができるだろう。

こうした重要な環境課題は事業者の事業活動に大きな影響を与える。

たとえば、世界が気候変動の影響を回避するために、国連の「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が提唱する2度シナリオ³⁰に沿って、一斉に化石燃料の燃焼を削減すれば、化石燃料採掘権を資産計上する事業者が大規模な資産価値の損失化（減損）を強いることになり、その結果として生じる株価の大規模な下落がシステミックリスク³¹になる可能性がある。

さらに、世界規模でエネルギー転換が起こるために、生産活動に化石燃料を利用する事業者は、エネルギーシステムの変更に莫大な投資が必要になる。これも株価への影響因子である。

その一方で、エネルギー転換は、再生可能エネルギーや社会インフラ整備に特需を引き起こすかもしれない。その場合は、関連産業にとって大きなビジネスチャンスになり、産業構造を根本的に変える可能性すらある。

³⁰ 気候変動による深刻な影響を抑えるためには「地球の平均気温の上昇を、産業革命の前と比べて「2度未満」に抑える」ことが必要とされている IPCC Fifth Assessment Report (AR5)
<http://www.ipcc.ch/report/ar5/>

³¹ リーマンショックのように、ひとつの事象の影響が市場を通じてドミノ倒しのように波及し、金融システムに重大な影響を及ぼすリスク

こうした懸念に対して、現在では CDP や TCFD のような国際的取組が進められており、それらはいずれも情報開示を通じて事業者の環境行動を透明化するのに役立っている。

もちろん、「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」においても、気候変動情報の適切な開示に関する指針をすでに提供しているが、とりわけ重要な環境課題に対する事業者のリスクと機会をより明確に伝えられるよう、改定の方向性を十分に精査することが求められる。

課題

重要な記載事項の決定方法

重要な記載事項の決定に際しては、まず重要な環境課題をリスクと機会の両面から識別することが必要であるが、これが必ずしもガイドラインの利用者に周知・理解されているとはいえない状況にある。

環境マネジメント情報と重要な情報との関係

重要な環境課題がバリューチェーンのどこでも発生し、それが事業者の責任範囲であることを、ガイドライン上でも更に明確にする必要がある。また、バリューチェーン情報を事業者が適切に取り扱えるように、情報の収集方法や財務的影響も含めたリスクと機会の評価手法等を提示するなど、事業者の利便性に配慮したガイドライン作りが求められる。

持続可能性と重要な環境課題

事業者が重要な環境課題に関するリスクと機会をより一層明確に伝えられるように、記載事項の重み付け等を含めて、ガイドライン改定の方向性を十分に精査しなければならない。

対応方針

1. 重要な環境課題をリスクと機会の両面から識別・開示できるように指針化する。
2. 重要な記載事項を決定する方法（重要性原則）を明確にし、その実施手順が開示されるように指針化する。
3. バリューチェーン課題については識別・開示方法についての技術的サポートを提供する。
4. 気候変動や資源制約は持続可能な社会にとって重要性の高い課題なので、それらの情報開示については、前例にとらわれずに、指針化の方向性を慎重かつ詳細に検討する。

関連する他の論点

論点⑥ 報告バウンダリ

論点⑧ 業種別 KPI

論点⑨ 長期ビジョン

論点⑩ 環境会計

論点⑤ ESG 報告全体の枠組み

背景

ESG 報告と環境報告

事業者が環境報告で開示すべき環境課題は、持続可能な社会への移行に向けて、事業者が直面する重要な ESG 課題の一部を構成している。

重要な ESG 課題は、「事業者の事業活動が直接的・間接的に環境・社会に及ぼす重大な影響」から抽出され、それを評価する際のベンチマークは持続可能性である。

持続可能性の概念は、永続的な資源・エネルギーアクセスの保障を各世代に求める点で環境問題の側面を持ち、その評価基準が世代間公平である点や、持続可能な社会の実現に貧困の撲滅や社会的平等の確保といった社会システムの改善が深く関係している点で、社会問題でもある。

また、こうした持続的可能性における環境要因と社会要因は相互に密接にリンクしており、現実的に両者は限りなく一体化している。

そのため、本来であれば、事業者の環境報告は ESG 報告の一部として独立に実施されるか、又は、一元的な ESG 報告の形態で行われることが望ましい。しかし、環境報告ガイドラインと環境会計ガイドラインは、当初から環境情報に特化した報告指針として設計されており、その立場は現在も変わらない。

ESG 報告の作成実務において、我が国の事業者には、環境報告ガイドラインと GRI ガイドラインを併用するか、それらを参考にして設定した自社基準を適用する事例が多く見られる。

また、ガバナンス情報の開示に関しては、東京証券取引所によるコーポレート・ガバナンス・コード³²の策定で品質が著しく改善されたコーポレート・ガバナンス報告書が有用性を発揮している。

環境報告は ESG 報告の一部として存在するので、環境報告ガイドラインも、そうした ESG 報告全体の枠組みのなかで機能することを前提に、改定の方向性を定めることが望ましい。

なお、社会報告については、GRI ガイドラインや GRI スタンドアードが求めるグローバル水準の情報開示に、対応が容易でない事業者が存在する。とくに基準化で準拠性への要求が強くなった GRI スタンドアードに対しては、その取り扱いが我が国の多くの事業者にとって今後の大きな課題になっている。

こうした状況を考慮するとき、可能であれば、我が国の事業者にとって利用しやすい社会報告に関する報告指針が存在することが望ましい。

財務報告と環境報告

ESG 報告の国際的な方向性は、財務報告との一元化であり、それに伴って増加する情報量を消化するための年次報告書と環境報告書等を前提とした統合報告によるコンパクト化である。

我が国では、既に環境情報開示基盤整備事業によって環境情報の XBRL 化が進められており、同じく XBRL によるコーポレート・ガバナンス報告書や財務報告の電子開示システムである EDINET との親和性を高めている。

しかし、持続可能な社会への移行に向けて、事業者の適応戦略、目標、実績等をリスクと機会の両面から捕捉し、投資家の情報ニーズに応えられ

³² <http://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq000008jdy-att/code.pdf>

るようにするためには、環境報告を含む ESG 報告と財務報告との関連性強化や、統合報告の導入に関する検討が望まれる状況になっている。

課題

ESG 報告と環境報告

環境報告は ESG 報告の一環として実施されることが望ましく、我が国の多くの事業者が参照できる ESG 報告全体の枠組み構築が望まれる。

「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」の改定にあたっては、ESG 報告全体の枠組みを前提に、ガイドラインの基本的な機能性を損なわないように、ガイドラインのモジュール化を含めた柔軟な構造設計を検討する必要がある。

なお、社会報告についても、別途検討する必要がある。

財務報告と環境報告

環境情報開示基盤整備事業を更に進めて、利用可能な環境情報の規模と品質を改善し、財務報告との親和性を一層高める準備が必要である。

対応方針

1. 環境報告ガイドラインのモジュール化を検討する。
2. 環境情報開示基盤整備事業にガイドラインの重要な改定点が反映されるよう働きかけを行う。
3. なお、ESG 報告全体の枠組み作りの重要性や社会報告ガイドラインの必要性について広く社会に呼びかける。

関連する他の論点

論点① 改定の目的

論点② 両ガイドラインの利用者

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

論点⑥ 報告バウンダリ

背景

報告バウンダリの二元性

「環境報告ガイドライン（2012年版）」における報告バウンダリ（報告対象範囲）は二元的に構成されている。

原則的な報告バウンダリは、「事業者が経営する企業組織全体」であり、企業集団³³全体、即ち「連結決算対象組織全体」である。ただしこの場合、報告バウンダリは企業組織を包含するのみで、バリューチェーンのような企業組織の外側は含まれない。

一方で、バリューチェーンマネジメントを事業戦略に組み込む事業者の場合は、バリューチェーン全体が報告バウンダリになる。そうした事業者に対しては、バリューチェーンマネジメントの方針・目標・実績、CSR 調達、環境配慮型製品等の追加的な情報開示を推奨している。

これは、「環境報告ガイドライン（2012年版）」が拡大生産者責任という考え方を導入し、財務的な連結範囲を報告バウンダリとする従来の方向性を踏襲しながらも、必要に応じてバリューチェーンの環境課題も開示対象とするよう、事業者へ自主的対応を促そうとした結果である。

しかしこの二元的な構成が、報告バウンダリ概念をかえって分かり分りにくくしている。報告バウンダリは連結範囲が主であり、バリューチェーンは努力目標であるかのように誤解されかねないからである。

さらに、そのことが、報告バウンダリ設定に関する実務上のバラツキを引き起こしている。

³³ 企業集団とは、連結財務諸表提出会社及びその子会社をいう（大蔵省「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第四条第一項より）

連結対象の企業集団すべてを報告バウンダリに設定する事業者は一部に留まり、事業者が情報収集可能な組織範囲を報告バウンダリとする事例も少なからず存在する。そのようなケースでは、報告バウンダリをどのように設定したかの説明が不足するなど、利用者は、事業者が重要な環境課題の識別を適切に実施したかどうかを適切に判断できない場合がある。そのため、開示情報の信頼性を著しく低下させる。

環境報告で開示すべき重要な環境課題は、「事業活動が直接的・間接的に環境へ及ぼす重大な影響」を判断基準として、選定するのが原則である。従って、その影響範囲がバリューチェーンに及べば、そこが報告バウンダリであり、企業組織内部に留まれば、そこが報告バウンダリになる。つまり、報告バウンダリは、事業者の事業活動による直接的・間接的な環境への重大な影響範囲を含むように設定することが重要となっている。

組織プロフィール等の基本情報と報告バウンダリ

環境報告の報告バウンダリは、重要な環境課題の開示範囲を決める際の判断ツールである。その概念規定に基づく限り、報告バウンダリの考え方は、組織プロフィールのような基本情報には適用されない。

従業員数等の組織プロフィールは、事業活動を行う組織自体を描写する情報であって、事業者が単体なら単体ベースで、企業集団なら連結ベースで報告するのが妥当である。それが事業活動の遂行主体だからである。

そのため、ガイドラインの構成上、報告バウンダリの説明は、記載事項の選定基準である重要性（マテリアリティ）原則と関連づけて配置するのが合理的である。「環境報告ガイドライン（2012年版）」では、環境報告の目的が環境マネジメント情報の提供を目的としていた時代の背景から、環境報告全般の「基本指針」区分に報告バウンダリの説明を配置したが、報告バウンダリの意義が正しく理解されるように、ガイドライン全体の構成を見直す必要がある。

課題

報告バウンダリの二元性

報告バウンダリは、重要な環境課題の開示範囲を決める判断ツールであり、その意義は「事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に及ぼす重大な影響範囲」であることを、明確にしなければならない。

また、報告バウンダリにバリューチェーンが含まれる場合、一般的に想定される重要な環境課題は何か、その識別・評価はどのように行われるべきか等について、明確で具体的な技術的サポートが必要である。さもなければ、重要課題の存在は推定できたとしても、事業者はそれを開示することが困難になり、環境報告の有用性が低下することになる。

組織プロフィール等の基本情報と報告バウンダリ

組織プロフィール等の基本情報については、組織自体の範囲が必然的に報告範囲となるので、報告バウンダリの説明とは明確に区分することが望ましい。

対応方針

1. 報告バウンダリの意義・位置づけを明確にする。
2. 組織プロフィール等の開示範囲は報告バウンダリの説明から切り離す。

関連する他の論点

論点② 両ガイドラインの利用者

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

論点⑦ 環境情報の信頼性

背景

「環境報告ガイドライン（2012年版）」では、情報の信頼性確保について、「環境情報を第三者が審査等をした場合には、審査等の実施を証する書類を添付する」と指示するだけで、その方策として第三者審査、第三者意見、ステークホルダーエンゲージメントを例示するに留め、情報の信頼性を確保する理由や適切な手法に関しての具体的な指針を提供していない。

また、環境配慮促進法³⁴では、環境報告書の作成を特定事業者³⁵に義務づけているものの、環境報告書の信頼性を高めることは「努力義務」として定められており、その手法には自己評価と第三者審査が例示されている。

2014年5月に環境省が公表した「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）」では、情報の信頼性向上のために第三者審査が重要であることを指摘している。しかし、信頼性向上の手法については、自己評価や第三者審査を含む利用可能な手法を網羅的に解説しており、適切な手法を特定するまでには至っていない。

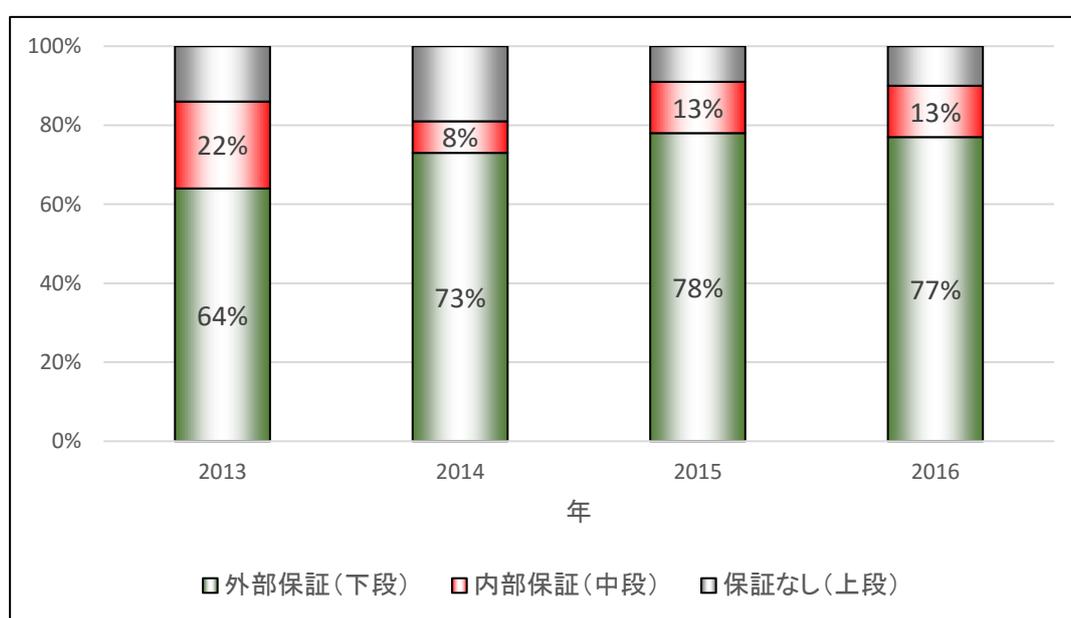
一般に、企業報告の信頼性を確保する手法として、財務諸表には監査があるように、ESG報告には独立した第三者が一定の手続に従って付与する保証がある。ガイドライン等が例示する第三者審査は保証業務に該当するが、自己評価や第三者意見は保証の概念に相当しない。

³⁴ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法） http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/

³⁵ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 第九条第一項及び第二項 http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/law.html

ESG 報告に保証を受審する実務は既に国際的な慣行になっている。図表 7 は、「持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）」の会員企業が公表する ESG 報告書について、付与された保証の種類を経年的に見たものである。これによれば、WBCSD 会員企業のような世界的大企業では、その大多数が第三者審査である外部保証を受審しており、その傾向は近年安定的に推移していることがわかる。

図表 6 ESG 報告書の外部保証の受審率（WBCSD 会員企業）

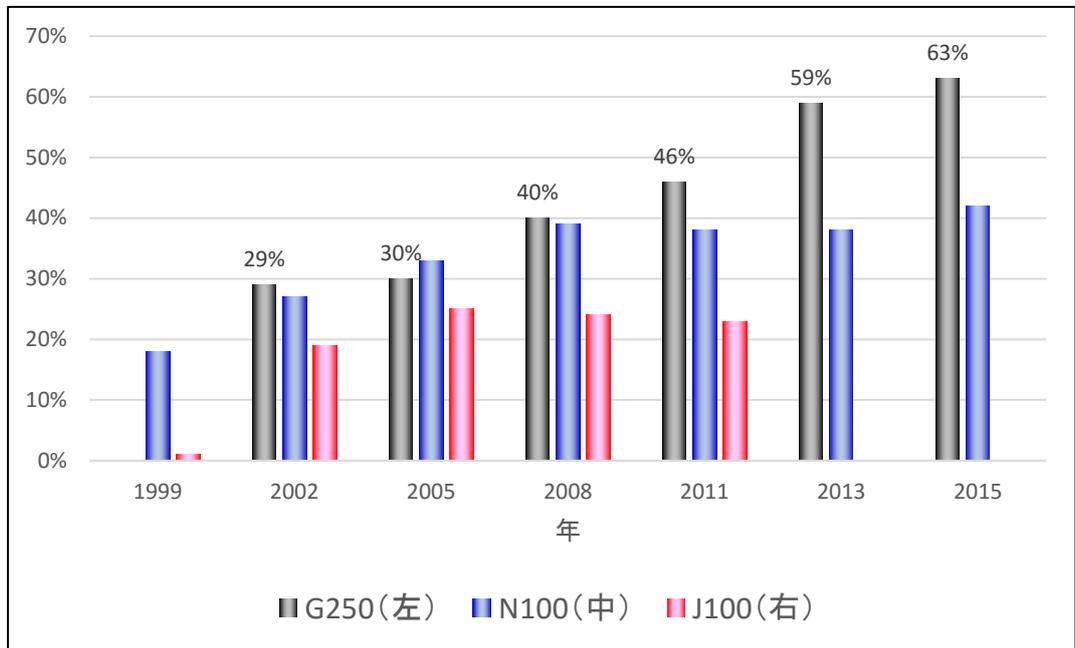


出所) WBCSD (2013,2014,2015,2016) , Reporting Matters より作成

また、外部保証を受審する大企業の動向を、世界の大手企業 250 社 (G250)、各国の売上高上位 100 社 (N100)、日本の売上高上位 100 社 (J100) について見たグラフが図表 7 である。

これによると、日本企業のデータが入手できる 2011 年までの推移を見ても、世界の大手企業 250 社が順調に外部保証の受審率を向上させている反面、日本 100 社は伸び悩んでおり、各国 100 社の受審率よりも低い(図表 7)。我が国の場合には、第三者審査の代わりに、保証の概念には相当しない第三者意見が普及したという特殊な事情がある。

図表 7 ESG 報告書の外部保証の受審率（世界と日本）



出所) KPMG International (1999, 2002, 2005, 2008, 2011, 2013, 2015) , The KPMG Survey of Corporate Responsibility Reporting より作成

国際的な実務動向では、制度的な財務報告である年次報告書に、財務情報を対象とする監査報告書（強制）と ESG 情報を対象とする保証報告書（任意）が併記される事例が多い。また、フランスでは大規模な上場会社・非上場会社に対して、年次報告書で開示する ESG 情報に保証業務である検証（*vérification*）を受審する義務を課している³⁶。

我が国でも、持続可能な社会への移行に伴って、ESG 投資は次第に投資行動のメインストリームになりつつある。それは、資本市場の透明性を確保する上で、事業者が開示する ESG 情報にも高い信頼性が求められる時代の到来でもある。制度的な財務報告の枠組みに ESG 報告が組み込まれ

³⁶ フランス商法第 L225-102-1 条(Code de commerce, Article L.225-102-1)

ている国際的な動向に鑑みると ESG 報告の保証は今後更に社会的な重要性が高まると予想され、事業者の対応が問われることになる。

課題

環境配慮促進法が、環境情報の信頼性向上策として、自己評価を含む様々な手法を容認している現状にかんがみると、環境報告ガイドラインが同法と異なる立場で改定を行うことは慎重な対応が必要である。

また、環境情報についての信頼性確保のために何らの規制がない状況下で、第三者審査のようなコスト負担の重い手法の適用を事業者に求めることも、現実的でないと考えられる。

しかし、ガイドラインには、実務を適切な方向へ誘導する役割が期待されている。この点を重く受けとめるならば、環境報告ガイドラインにおいて、第三者審査に関する考え方や一定の方針等を示すことは重要な検討課題である。

対応方針

1. 環境情報の信頼性を確保する手法について、ガイドラインの立場を明確にする必要性の有無を検討する。

関連する他の論点

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

論点⑧ 業種別 KPI

背景

業種業態によって、重要な環境課題は異なる。そのため、業種固有の課題を識別し、そのリスク評価を行う上で、業種別の主要実績指標（KPI）には一定のニーズがある。たとえば、GRI スタンドアードや SASB 基準では、業種別の開示指針を策定している。

一方で、伝統的な業種業態の区分に必ずしも適合しない事業がある。たとえば、事業者のグローバル化、コングロマリット化、技術の進展によって従来の業種の枠組みを超える事業者も少なくない。ビジネス環境の激変に伴い、ビジネスモデルの転換に迫られる事業者も少なくない。

課題

「環境報告ガイドライン（2012年版）」では、解説等で必要に応じて業種業態に言及することがあるものの、業種別 KPI を設定するまでには至っていない。

しかし、環境報告の品質を向上させるために、業種別 KPI が必要になる場合もあり、そのあり方については引き続きな検討が必要である。

留意事項

業種別 KPI については当面、改定作業のフェーズ I（5.1 を参照）では取り扱わないが、全体の検討状況をみながら、適切なタイミングで検討を行う。

関連する他の論点

（とくになし）

3.3 事業者による環境情報開示の内容（論点⑨～論点⑩）

論点⑨ 長期ビジョン

背景

持続可能な社会への移行に伴って、事業者は気候変動や資源制約のような長期間にわたる重大な環境課題への対応を迫られている。これは、大量生産・大量消費型の経済社会から、資源・エネルギー消費を極力抑制した循環型社会への構造的な転換であり、長期的には経済社会システムの大規模な変革を伴う。

このような長期間ダイナミックに変化する事業環境の下で、事業者が継続的に発展しようとするれば、持続可能な社会への適応戦略が不可欠であり、そこに重要な環境課題への対応も一体的に組み込まれていなければならない。場合によってはビジネスモデル自体の変更も必要になるだろう。

安定的な投資収益を望む年金基金等の機関投資家は、事業者の長期的な適応戦略の成否に重大な関心を持ち、それを ESG 報告や財務報告から判断する。しかも、適応戦略は本質的に将来見通し情報なので、その成否は事業者の背景分析や戦略立案プロセスの妥当性からしか判断できない。

つまり、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化、直面する重要な ESG リスクと機会、アクセス可能な経営資源等が事業者によって適切に分析・把握され、それらにもとづいて達成可能と考えられる適応戦略が正式な意思決定プロセスを経て立案されているならば、投資家はその情報の妥当性を認めざるを得ない。もちろん、その前提条件として、健全なガバナンス体制の存在が不可欠であることは言うまでもない。

こうした将来見通し情報を提供する上で基礎になるのが「長期ビジョン」である。長期ビジョンは持続可能な社会への移行における事業者の「ありたい姿」を提示するものであり、長期目標は、長期ビジョンに向けた適応戦略の望ましい到達点（ゴール）を示す。その期間は最低でも 10 年、長ければ 2050 年やそれ以上先を展望することもある。

しかし、我が国の実務において、長期ビジョンが開示される事例はそれほど多くない。我が国の企業経営では中期経営計画の採用が一般的であり、将来見通しの期間は平均で3～4年の期間に制限されることが多い。

長期ビジョンは、長期間にわたる持続可能な社会への移行過程において、事業者が直面する課題を的確に把握し、その解決に向けて適応戦略を真摯に実行する姿勢を伝える上で、きわめて有効な手段である。

また、長期ビジョン・目標から中期計画へ目標・戦略をバックキャストして落とし込むことにより、中期計画の相対的な合理性や整合性が一層向上し、その結果、環境報告を含むESG報告の透明性が増すだけでなく、様々なイノベーションの必要性を浮かび上がらせることで、コスト削減や収益機会の獲得に結びつけることも可能になる。

課題

中期経営計画を多用する経営手法が一般的な我が国では、「ありたい姿」である長期ビジョン及びその到達点（ゴール）である長期目標の立案・公表にあたって、その達成に向けた明確な道筋を組織内部に求めることや、社内長期ビジョン・目標はあるものの公表することでその達成を義務的に捉えられることを懸念する企業文化などの、多くのハードルが存在する。

対応方針

1. 特に気候変動に関する長期ビジョン・目標については、パリ協定等によってその重要性が高まっていることを訴え、事業者の長期ビジョン・目標設定を促進するように努める。

2. 長期の取組を要する気候変動では、事業者の「ありたい姿」である長期ビジョン、その到達点（ゴール）である長期目標³⁷、その達成に向けた道筋、必要があればイノベーションへの取組を開示するように導くべきである。
3. 中長期的な取組が求められる個別開示項目における長期ビジョン・目標の取り扱いをガイドライン内で具体的に示すことが考えられる。
4. 長期とはどの程度の期間かを検討する。
5. 長期目標の参考として、国際社会の合意形成がなされている目標をガイドラインに例示することが考えられる。
6. 長期的なありたい姿（ビジョン）や目指すべき方向（ゴール）とより中期的な達成すべきターゲットとの区別を明確にする。その上で、長期目標の達成を目指しつつ、途中のプロセス（道筋）を点検していく方法が考えられる。
7. 長期ビジョン・目標への道筋としてのターゲットないし中間目標は事業者の中期経営計画（3～5年）に含まれることとする。
8. 将来は、気候変動情報に加えて、水、生物多様性、資源循環でもそれらのあり方を検討することが考えられる。

関連する他の論点

論点② 両ガイドラインの利用者

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

³⁷ 必ずしも具体的な数値目標があるとは限らず、定性的な目標となる場合がある。

論点⑩ 環境会計

背景

環境省が「環境会計ガイドライン 2005 年版」で提唱する環境会計は、事業者が環境保全目的で支出した投資額・費用額を「環境保全コスト」として財務諸表から抽出し、環境保全活動の成果を物量的・貨幣的に推計した「環境保全効果」と共に開示する、我が国独自の計算スキームである。

この仕組みが作られた背景は財務諸表が属性分類であることによる。たとえば、生産機械も汚染除去機器も貸借対照表上は「機械装置」として資産計上され、生産ラインの駆動電力も生産ラインに組み込まれた汚染除去機器の駆動電力も「製品製造原価」として損益計算書に表示される。環境保全目的で支出された金額を財務諸表からは個別に知ることができない。

しかし、環境会計スキームが公表されたことによって、目的分類の支出集計額が捕捉できるようになり、事業者自身も環境保全行動の財務的規模や投資効果を容易に把握できるようになった。そのため、現在では多くの事業者がこの計算スキームを採用して環境マネジメントに活用しており、その情報を環境報告書や Web 等で開示している。

事業活動の環境・社会への重大な影響を貨幣評価により可視化することで、潜在的な ESG のリスクと機会について、たとえば、将来における規制強化によるリスクの影響や新たなビジネス拡大の成果を予測できるようになる。

もちろん、財務会計には利害調整機能があり、株主と債権者間・現在株主と将来株主間の利益配分をめぐるコンフリクトを解消するために、実際の市場取引データに裏付けられない仮想的な推計数値は財務諸表に混入させない、という計算構造上の制約がある。

しかし、社内カーボンプライシング³⁸を導入、開示する大規模事業者が世界的に増加するなど、今日の ESG 報告の国際的な動向としては、事業活動が環境・社会に与える重大な影響を財務情報と関連づける傾向が次第に強くなっている。

そのため、重要な環境課題の財務的な影響を環境報告で一元的に開示していくことを念頭に、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方法を検討することが望まれる。

課題

環境会計スキームを環境報告ガイドラインに組み込むことは可能かどうか、また可能であるならばどのような方法が適切なのか、については、検討実績がなく関連する知見の蓄積もない。

しかし、この問題は優先度が高いので、「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン 2005年版」の改定にあたっては、環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込むことが可能になるように、その具体的な方法を十分に検討し、合理的な成案を得ることが必要である。

対応方針

環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む方法を検討する。

留意事項

近年、事業活動が環境に与える影響を貨幣評価する自然資本会計や自然資本プロトコルが注目を集めている。国際標準化機構（ISO）も

³⁸ 自ら炭素価格を設けて、自社の意思決定に反映させる取組。

ISO14007³⁹（環境コスト・便益の決定ガイダンス）や ISO14008⁴⁰（特定放出物・自然資源利用による環境影響の貨幣評価）の発行準備を開始するなど、高い関心を見せている。

ただし、自然資本会計は実務の取れんが途上の段階にあり、現時点では、確立された手法とは言い難い状況にあること、また事業者の財務会計システムになじまないことにも留意する。

関連する他の論点

論点② 両ガイドラインの利用者

³⁹ ISO 14007 - Environmental management: Determining environmental costs and benefits - Guidance

⁴⁰ ISO 14008 - Monetary valuation of environmental impacts from specific emissions and use of natural resources

3.4 ガイドラインの普及促進（論点⑪～論点⑫）

論点⑪ ガイドラインの利用しやすさへの配慮

背景

各種の報告基準・ガイドライン等に厳密に準拠せず参考程度にとどめ、独自の考え方で環境報告する事業者が多く存在する。多くの場合、各種の報告基準・ガイドライン等から一部採用している。

そうした背景としては、厳密な対応の実務上の困難さ（例、海外子会社からデータを入手できない等）に加えて、各種の報告基準・ガイドライン等の分量の多さ、一見して構造が理解しにくいこと文言の表現が難解であったり、逆に解釈が曖昧になったりすることがあげられる。

このため、各種の報告基準・ガイドライン等に準拠した場合の情報開示よりも、結果として品質が低いことが懸念される。

課題

分量及び硬直化

「環境報告ガイドライン（2012年版）」は約160ページからなる。

改定にあたって、環境報告ガイドライン本体を環境の重要な課題から必要な環境情報を凝縮し、標準的に開示すべき項目のみとし、その他の開示項目と解説を付録とすることが必要となる。

解説や記載例等は、時代により求められる内容が変化するにも関わらず、従前のガイドラインは公表後のバージョンアップを行わなかったため、内容が陳腐化・硬直化しているとの指摘もある。

構造・構成

「環境報告ガイドライン（2012年版）」では、開示要請項目は箇条書きとなっている。ただし、属性が異なる項目を並列表記しており、事業者の誤解を招くことがある（例、「…に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等…」の文言に準拠するために、and 条件ではなく or 条件で解釈する）。

基本指針を事業者が理解しやすいように表現を再構成することが必要となる。

平易な表現

「環境報告ガイドライン（2012年版）」では、環境報告の一般原則を、国際的な検討及びフレームワークを参考に見直したが、その後、さらに国際的な基準・ガイドライン等がいくつか発表されており、それら議論の成果を用いて一般原則をより平易に表現できる余地がある。

GRI スタンドアード等の国際的な基準・ガイドライン等を考慮し、一般原則の整理を検討することが必要となる。その際、一般原則の網羅性を追求するよりも、より簡潔な表記に書き換えることに重点を置くことが望まれる。

文言の解釈

文言の解釈が受け手によって曖昧になる箇所が存在する可能性がある。このため、記載例を充実することが必要となる。

対応方針

1. ガイドラインにおいて何を標準的に開示すべき項目とし、何を付録とするのか、構造を整理する。たとえば、より柔軟かつ機動的な変更を図るために、付録をガイドラインの本文とは切り離して策定すること（モジ

ルール化) が考えられる。それによって付録の記載例をタイムリーに更新することがより容易となる。

2. 全体的な構成を見やすくする。
3. 基本指針を平易な表現に改める。
4. 文言の解釈が受け手によって曖昧になる可能性がある箇所を特定し、標準的に開示すべき項目に対応した記載例を掲載する。なお、実務の発展に合わせて随時、記載例を見直すことが考えられる。

関連する他の論点

論点② 両ガイドラインの利用者

論点⑫ 環境情報開示の促進策

背景

我が国の上場企業であっても、これまでステークホルダーにとって十分な環境情報の開示を行ってなかった事業者が一定数存在する。

そうした事業者に対して、これまでどおりの施策のみではさらなる情報開示を促すことは困難と想定される。

もし仮にこれから情報開示を開始することを目指すとしても、社内の人員、予算、スキル等に制約があり、事業者の独力だけでは十分な品質の環境情報開示ができないことも想定される。

課題

環境情報開示企業の更なる量的拡大を図るためには、事業者による環境情報開示を促進するための施策を多様なアプローチから検討・実施することが求められる。

同時に、開示の質的向上を図るためには、事業者がガイドラインを使って一定の品質の環境情報開示を行うインセンティブを高めることが求められる。

対応方針

1. 今回の改定においては、開示される環境情報が一定水準以上の品質をもつと同時に、事業者が理解しやすく、取り組みやすい内容のガイドラインとなるように、バランスに配慮する。

留意事項

事業者によるガイドラインを活用した環境情報開示を進めるため、アイデアベースのものも含めて、たとえば以下のような施策が考えられる。

(促進策の例)

- ✓ きめ細かなガイドラインの使い方の広報
- ✓ ガイドラインへの準拠性などに関する評価制度とフィードバック
- ✓ エコアクション21との連携
- ✓ 表彰制度（環境コミュニケーション大賞）の活用
- ✓ 環境情報開示基盤整備事業への参加
- ✓ E（SG）インデックス投資の促進
- ✓ 他省庁や証券取引所との連携
- ✓ 原材料等のグリーン購入の入札要件での考慮

関連する他の論点

論点② 両ガイドラインの利用者

論点③ 国際的な基準・ガイドライン等

4. ヒートマップ（論点の重み付け及び絞り込み）

4.1 目的

環境情報に関連する課題は極めて多岐に及ぶため、研究会が取り上げるべき論点を“見える化”することを目的に、ヒートマップを作成した。

4.2 検討プロセス

第1回研究会にて、論点素案（事務局にて抽出した案）をレビューした。

第2回研究会にて、第1回研究会の議論を踏まえて事務局にて整理・重み付けされた論点素案及びヒートマップ案をレビューするとともに、重み付けの基準を検討した。

第3回研究会にて、第2回研究会の議論を踏まえて事務局にて整理・重み付けされた論点素案及びヒートマップ案をレビューし、論点と重み付けを概ね合意した。社会的影響が大きく研究会で取り上げるべき境界を定めて絞り込んだ。

第4回研究会にて、論点及びヒートマップを確定した。さらに各論点の対応の方針についての合意を得た。

4.3 重み付けの基準

評価軸は、実務的視点と理論的視点の2軸とした。それぞれの評価軸は含まれる視点の内訳毎（図表 8）に評価点（図表 9）を付与し、内訳の平均をとって各軸の得点とした。

図表 8 視点（論点の評価軸）と内訳

視点	内訳
実務的視点	事業者の負担感
	未来性・先進性
	普及・インセンティブ
理論的視点	一般原則
	国際基準・ガイドラインとの関係性
	準拠性(報告対象項目・対象範囲)

図表 9 評価点

評価点	凡例
5	必ず検討すべき
4	とくに検討すべき
3	検討すべき
2	可能な限り検討すべき
1	検討が望ましい
0	とくに検討しないよい

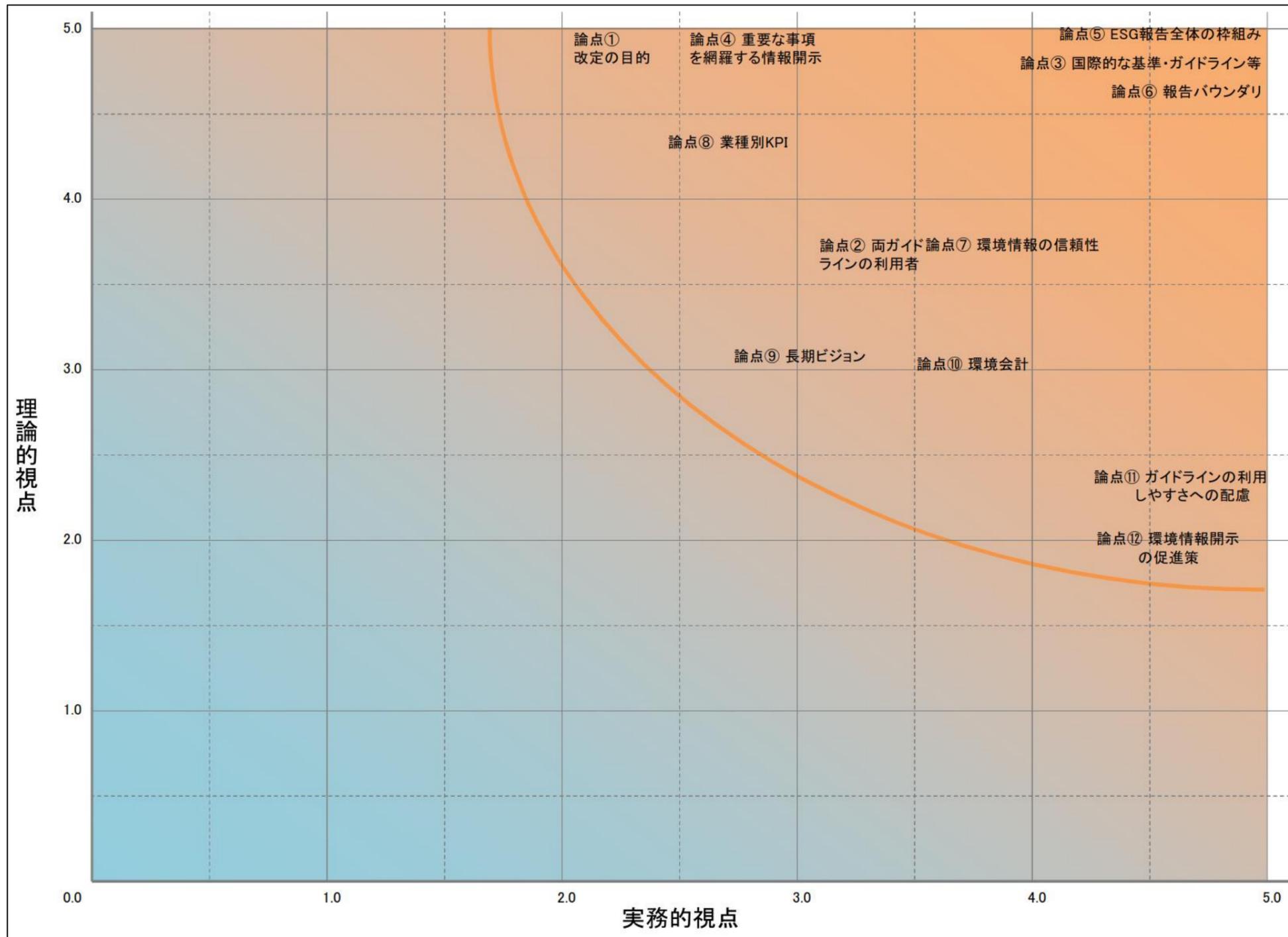
4.4 重み付けのスコアリング結果及びヒートマップ

論点毎の重み付けのスコアリング結果は下表（図表 10）のとおり。この結果を実務的視点と理論的視点の2軸からなるマトリックスにマッピングすることで、ヒートマップを作成し、各論点の重要度を“見える化”した（図表 11）。

図表 10 論点の重み付け

論点	横軸:実務的視点			縦軸:理論的視点					
		事業者の負担感	未来性・先進性	インセンティブ 普及・		一般原則	ガイドラインとの関係性	国際基準・	（報告対象項目・対象範囲） 準拠性
論点① 改定の目的	2.3	1	5	1	5.0	5	5	5	5
論点② 両ガイドラインの利用者	3.3	4	2	4	3.7	3	3	5	5
論点③ 国際的な基準・ガイドライン等	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5	5
論点④ 重要な事項を網羅する情報開示	2.7	4	2	2	5.0	5	5	5	5
論点⑤ ESG 報告全体の枠組み	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5	5
論点⑥ 報告バウンダリ	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5	5
論点⑦ 環境情報の信頼性	3.7	3	3	5	3.7	3	5	3	3
論点⑧ 業種別 KPI	2.7	4	2	2	4.3	5	3	5	5
論点⑨ 長期ビジョン	3.0	3	3	3	3.0	3	3	3	3
論点⑩ 環境会計	3.7	5	3	3	3.0	3	3	3	3
論点⑪ ガイドラインの利用しやすさへの配慮	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2	2
論点⑫ 環境情報開示の促進策	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2	2

図表 11 論点ヒートマップ



各論点は、目安としておおよその位置にマッピングしている。

社会的影響が大きく、研究会で取り上げるべき境界を設定している（図表 11 内の円弧）。

5. 今後の改定の進め方

環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドラインの改定は、国内外の環境情報へのニーズ変化及び実務上の対応を勘案すると、3つのフェーズに分け、数年に渡りに渡り改定することが適当と考えられる

5.1 フェーズ I（2017 年度）：戦略情報の改定

フェーズ I では、環境情報の最も根幹を成す、経営戦略（総括）に関する環境情報を改定する。同時に、緊急性の高い戦術（個別（戦略を実現するための施策）情報）についても可能な限り改定を実施する

【戦略（総括）パートで取り上げる項目の例】

- ✓ マネジメント情報（長期ビジョン、目標）
- ✓ リスク（機会）の認識とそのマテリアリティ
- ✓ 緊急性の高い戦術情報
 - －気候変動、水ストレス、生物多様性、
 - －各情報に相応しいバウンダリ及び会計情報

5.2 フェーズ II（2018 年度）：戦術情報の改定

フェーズ II では、主として戦術情報を改訂する。また、ガイドライン本文とは切り離して、付録で取り扱う情報の拡充も進める。

- ✓ 戦術情報
 - －資源循環、化学物質管理、廃棄物排出・管理、土壌汚染、その他資源等
 - －各情報に相応しいバウンダリ及び会計情報
- ✓ 付録の情報（記載事例等）の充実

5.3 フェーズ III（2019年度）：環境情報の信頼性向上に向けた取組

フェーズ III では、ESG 投資の広がり背景に、環境情報の信頼性に関する実務上の必要性が高まることが想定される。同時に、将来の環境情報の信頼性向上に向けたあり方を検討する。

- ✓ 「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）」⁴¹の改定
- ✓ ESG 情報としての環境情報の信頼性向上のあり方の検討

5.4 環境情報開示基盤整備事業との関係

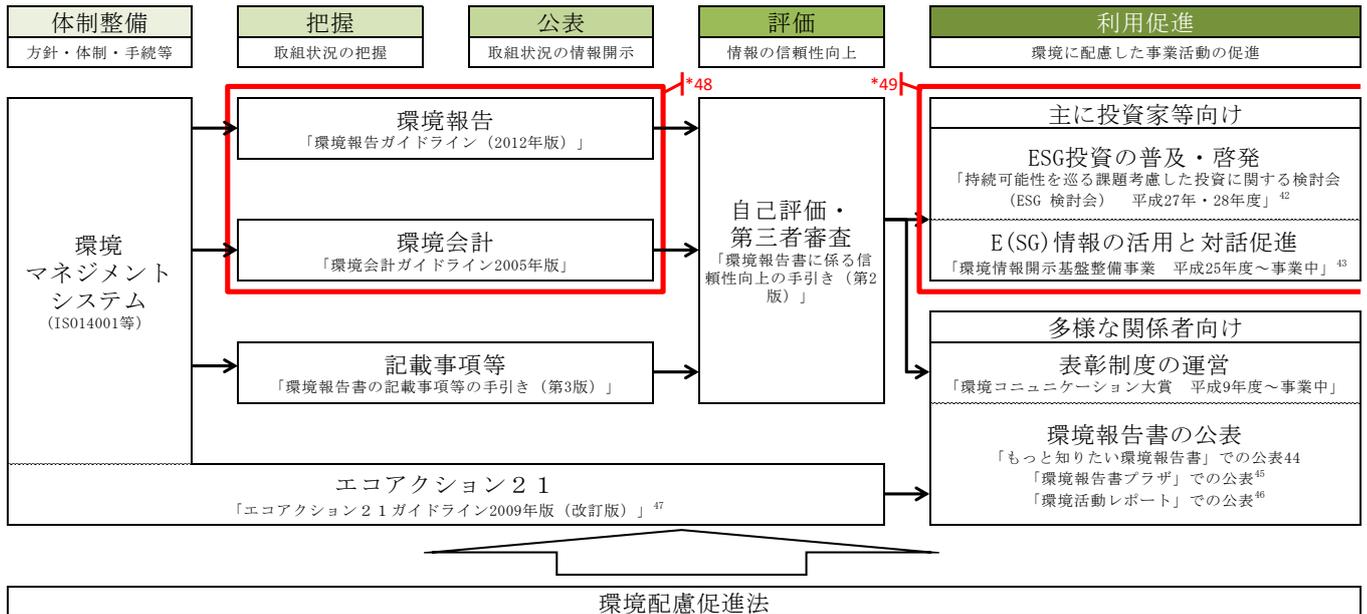
環境省が現在進めている環境情報開示基盤整備事業は、環境情報を公表する全ての企業を対象に、ESG 情報の分析と直接対話を提供するプラットフォームであるが、準拠すべき開示基準は特段示さない方針である。

本ガイドラインが、とく特に中規模以下の事業者が利用しやすいガイドライン作りを目指すことで、国際的な開示基準等への準拠が困難な企業の ESG 情報の公表を支援し、同プラットフォームへ参加する企業と投資家等の増加へとつなげることが可能となる。

従って、同プラットフォームとの関連をリファレンス等で明示し、企業と投資家等の費用対効果を最大化するよう、ガイドラインの設計を考慮することが必要である。

⁴¹ http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/ri-tebiki_2nd-ed.pdf

図表 12 環境省他施策との関係 (イメージ)



出所) 環境省の各種関連資料より作成

42 ESG投資に関する基礎的な理解の向上に資することを旨とした解説書（ESG解説書）を、特に“E”の観点を踏まえたかたちでとりまとめた。<http://www.env.go.jp/policy/esg/index.html>

43 E(SG)情報のデータベース機能と直接対話機能を統合したプラットフォーム。現在、実証運用中。
<https://www.envreport.go.jp/portal.html>

44 特定事業者の環境報告書を公表するサイト。<http://www.env.go.jp/policy/envreport/etc.html>

45 一般事業者等の環境報告書を公表するサイト（経済産業省）<https://www.ecosearch.jp/ja/>

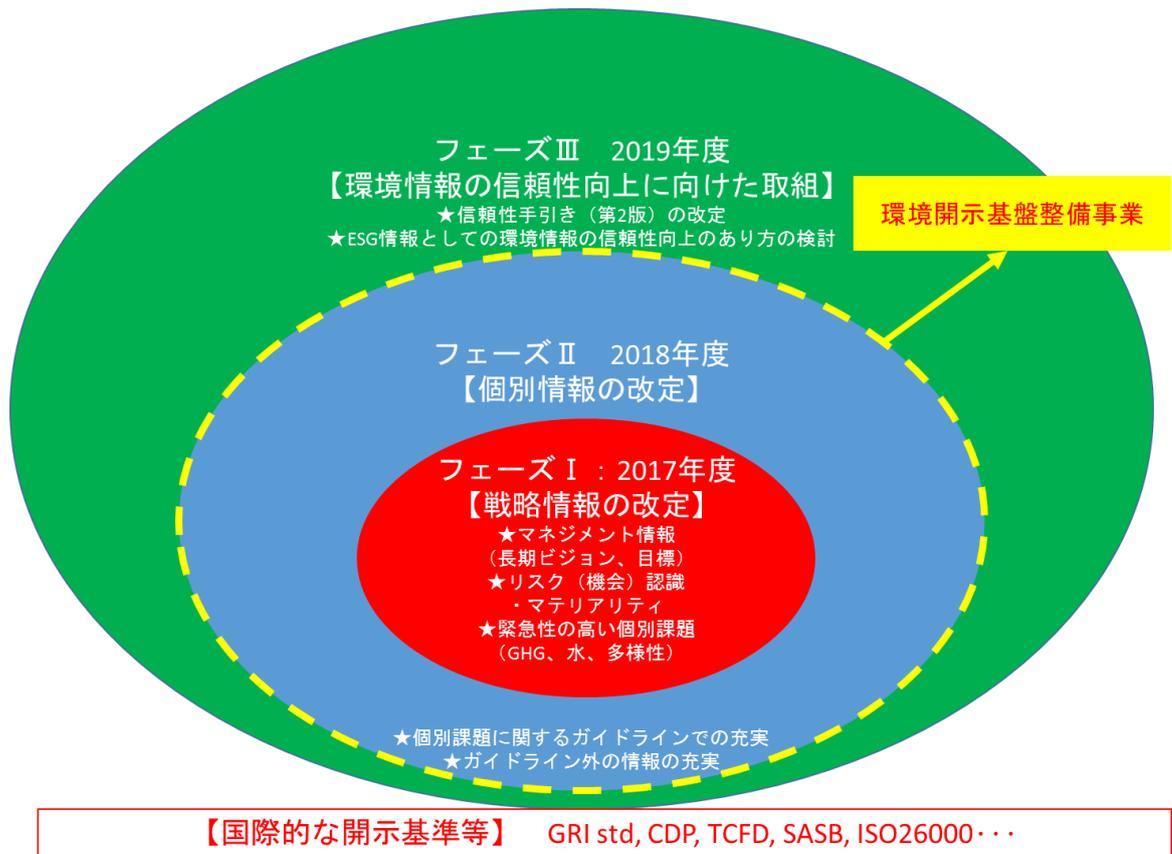
46 「エコアクション21」の認証・登録事業者の「環境活動レポート」を、（一般財団法人）持続性推進機構内のエコアクション21中央事務局のサイトで公表
http://www.ea21.jp/list/ninsho_search.php

47 「エコアクション21」は、「環境活動レポート」の作成と公表を要求事項としている。なお、「エコアクション21ガイドライン2009年版（改訂版）」は2017年に改訂する予定

48 今回の「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン2005年版」の改定領域

49 今回の「環境報告ガイドライン（2012年版）」及び「環境会計ガイドライン2005年版」の改定にあたって、新たな検討が必要な領域

図表 13 ガイドラインと環境情報開示基盤の領域 (イメージ)



出所) 本研究会資料より

平成28年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた

調査・研究業務

環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会

委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏名	所属・役職
1	上妻 義直	上智大学 経済学部 教授
2	後藤 敏彦	サステナビリティ日本フォーラム 代表理事
3	沢味 健司	サステナビリティ情報審査協会 会長(代表理事)

事務局 EY新日本サステナビリティ株式会社